

○国立大学法人埼玉大学教育研究評議会が行う審査に関する規則

〔平成16年4月1日〕
規則第131号

改正 平成20. 3. 1 19規則97 令和5. 3.16 4規則73

(趣旨)

第1条 国立大学法人埼玉大学教員の採用・懲戒等に関する規則(以下「採用・懲戒規則」という。)第5条及び第6条により教育研究評議会が行う教員についての審査(以下「審査」という。)は、この規則の定めるところによる。

(審査説明書)

第2条 採用・懲戒規則第5条第2項第1号により交付する審査の事由を記載した説明書(以下「審査説明書」という。(別紙第1))には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 審査を受ける者の氏名、職名、職務の級及び所属部局
- (2) 処分の種類及び程度
- (3) 根拠法規
- (4) 審査の理由
- (5) 審査することを決定した年月日
- (6) 教育研究評議会に対して口頭又は書面で陳述することを請求できる旨及びその請求期間

(陳述請求書)

第3条 審査を受ける者が、採用・懲戒規則第5条第2項第2号の規定により陳述の機会を与えられることを請求するときは、その者(以下「請求者」という。)は、陳述請求書(別紙第2)正副各1通を教育研究評議会に提出しなければならない。

2 陳述請求書には、必要と認める資料を添付することができる。

第4条 陳述請求書には、次に掲げる事項を記載し、請求者が署名押印しなければならない。

- (1) 請求の事由
- (2) 陳述の方法
- (3) 参考人の要否

2 請求の事由には、審査説明書に対する不服の事由を記載しなければならない。

3 陳述の方法には、口頭又は書面のいずれによるかを選択して記載しなければならない。

4 参考人を要請するときは、その氏名、住所、職業若しくは官職並びに参考人を必要とする理由を記載しなければならない。

5 第1項に掲げる事項の記載を変更しようとするときは、遅滞なく書面をもって教育研究評議会に届け出なければならない。

第5条 請求者は、その事案に関する教育研究評議会の審査が終了するまでの間において、その請求を取り下げることができる。

2 前項の取り下げは書面をもって教育研究評議会に申し出なければならない。

第6条 教育研究評議会は、陳述請求書を受理したときは、その措置を決定し、審査を行う日の5日前までに請求者に対して、必要と認められる事項を通知するものとする。

2 請求者が行う陳述の方法は、日時等請求者の希望及びその他の事情を考慮して教育研究評議会が決定する。

3 参考人の採否並びに人数及び、その陳述の時間は、教育研究評議会が決定する。
(陳述)

第7条 請求者は、口頭陳述の機会が与えられたときは、教育研究評議会が指定した日時及び場所に出頭し、又は書面陳述の機会が与えられたときは、教育研究評議会が指定した期日までに陳述書を提出しなければならない。

2 陳述書の訂正又は変更は、書面によらなければならない。

3 請求者が正当な事由なく、第1項の日時に出頭せず、又は同項の期日までに陳述書を提出しないときは、陳述をする機会を放棄したものとみなす。

(調査委員会)

第8条 教育研究評議会は、必要があると認めるときは、調査委員会を設け、事実の調査に当たらせることができる。

2 前項の調査委員会は、評議員5人以上をもって組織しなければならない。

3 調査委員会は、必要があると認めるときは、審査を受ける者及び参考人(関係学部等の所属教員を含む。)の出頭を求め、又はその意見を聞くことができる。

(審査)

第9条 教育研究評議会は、請求者及び参考人の陳述、関係書類その他の事実及び資料を検討して審査の結果を決定する。

第10条 議決は無記名投票によるものとする。

第11条 審査に関する教育研究評議会の会議は、公開しないものとする。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施について必要な事項は教育研究評議会が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成20. 3. 1 19規則97)

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（令和5.3.16 4規則73）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別紙第 1

審 査 説 明 書

(氏名)	(所属部局)
(職名)	(職務の級)
(処分の種類および程度)	(根拠法規)
(審査の理由)	
<p>教育研究評議会は、上記の事実があれば国立大学法人埼玉大学就業規則第〇条第〇項に該当するものと思料し、同規則第 条第 項によるを相当と思料するので、国立大学法人埼玉大学教員の採用・懲戒等に関する規則第 5 条第 2 項第 1 号の規定により審査説明書を交付します。</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人埼玉大学教育研究評議会 印</p>	
(決定日付) 令和 年 月 日	(交付日付) 令和 年 月 日
(教示) 国立大学法人埼玉大学教員の採用・懲戒等に関する規則第 5 条第 2 項第 2 号及び国立大学法人埼玉大学教育研究評議会が行う審査に関する規則に基づき、この説明書を受領した後14日以内に教育研究評議会に対して請求した場合には、口頭または書面で陳述する機会が与えられます。	

別紙第2

陳 述 請 求 書

(氏名)	(職名)	
(請求の理由)		
(陳述の方法)	口頭陳述 書面陳述	を希望します。
(参考人の要否)		
別記（別紙様式による。）のとおり参考人を要請します。		
参考人を要請しません。		
上記のとおり陳述します。		
教育研究評議会殿		
令和 年 月 日		
請求者		住所 氏名
		印

(注)

- 1 「請求の理由」には、審査説明書に対する不服の事由を記入して下さい。
- 2 「陳述の方法」および「参考人の要否」は、不要のものを消して下さい。
- 3 参考人を要請するときは、参考人の氏名、職業または官職、住所および参考人を必要とする理由を別記に記入して下さい。
- 4 この請求書に必要と認める資料を添付することができます。

別記

(参考人の氏名)	(参考人の職業または官職)
(参考人の住所)	
(参考人を必要とする理由)	
(参考人の氏名)	(参考人の職業または官職)
(参考人の住所)	
(参考人を必要とする理由)	